

吹田市バリアフリー推進協議会設置要領

(趣旨)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、吹田市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定及び改定、基本構想に基づく特定事業（以下「特定事業」という。）の円滑な推進、移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）の策定に資するために必要な意見または助言を聴取し、必要な事項を協議するため、同法第24条の4第1項、同法第26条の1の規定に基づき、吹田市バリアフリー推進協議会を設置する。（以下「協議会」という。）

(意見等を聴取する事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について関係者の意見を集約する。

- (1) マスタープランの策定に関する事項
- (2) 基本構想の策定及び改定に関する事項
- (3) 特定事業の計画作成の進捗に関する事項
- (4) 特定事業の進捗に関する事項
- (5) 特定事業の完了後の評価及び検証等に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、委員31人以内で構成する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は次の各号に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3人以内 |
| (2) 公共的団体の代表者から推薦されたもの | 3人以内 |
| (3) 吹田市地域自立支援協議会等から推薦された者 | 7人以内 |
| (4) 公募市民 | 3人以内 |
| 吹田市民であって、介護等の経験又は子育ての経験を有する市民 | |
| (5) 関係行政機関の職員 | 3人以内 |
| (6) 関係公共交通機関の職員 | 6人以内 |
| (7) 市関係部長等 | 7人以内 |

3 委員の選任期間は、令和9年3月までとする。ただし、委員が欠けた場合には前項に掲げる者のうちから、市長が選任することができる。

4 委員は、選任から1年経過後については任期に関わらず辞任を申し出ることができる。

5 委員は、再度選任することができる。

6 協議会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

7 2項第3号の規定は（吹田市バリアフリー推進協議会における構成に関する基準）に定めるところによる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 協議会は市長が招集する。

2 会長は、協議会の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 第3条第2項中第5号から第7号までの委員、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理の者の出席を持って、当該委員の出席とみなす。

(部会)

第6条 協議会に必要な応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、市長が選任する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の議長となる。また当該部会における意見や助言の内容を協議会に報告する。

5 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(委員以外からの意見の聴取等)

第7条 協議会又は部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第8条 委員の報償は、予算の範囲内で支払うものとする。ただし、第3条第2項中第5号から第7号までの委員の報償は、無償とする。

2 オブザーバーの報償は、予算の範囲内で支払うものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、土木部総務交通室において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の構成及び運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則 令和5年10月 5日制定

この要領は、令和5年10月 5日から施行する。